入札参加資格申請に関してよくあるご質問　No.1

Q1 入札参加資格の有効期間はいつからいつまでの予定ですか？

A1 令和9年6月1日から令和11年5月31日までの予定です。

Q2 委任状の委任開始日はいつにしたらいいですか？

A2 入札参加資格が有効となる予定の令和9年6月1日としてください。

Q3 委任状及び誓約書に印とありますが、実印が必要でしょうか？

A3 （会社）認印で構いません。
印鑑登録証明書は必要ありません。

Q4 委任状の受任者欄に押印は必要ありませんか？

A4 必要ありません。

Q5 申請書のデータをCDで提出とありますが、メールでの送付はできますか？（物品等）

A5 メールでの提出でも構いません。
送付時のタイトルに「商号又は名称＋入札参加資格申請書」と記載してください。
送信先メールアドレス
nyusatsu@city.akitakata.jp

入札参加資格申請に関してよくあるご質問　No.2

Q6　入札参加申請書提出後、令和9年6月1日までに届出が必要な変更が生じた場合の対応は？

A6　変更届は随時受け付けていますので、次の方法によりご提出ください。

建設工事等　⇒　資格審査受付システム
測量・建設コンサルタント等業務
⇒　資格審査受付システム

物品の製造・販売、役務の提供等
⇒　市窓口に提出

Q7　営業所に契約権限等の委任を予定しているのですが、申請時に本店申請様式第1号（その3）の本店が希望する資格の品目を申請する必要がありますか？

A7　原則は委任先の営業所と契約を締結しますが、本店との契約締結を希望する品目がある場合は、その品目についてご申請をお願いします。

なお、本店での契約を希望しない場合は本店申請様式第1号（その3）について、白紙でご提出ください

Q8　建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の電子申請において、安芸高田市独自提出書類で必要な書類は何ですか？

A8　送信完了兼受付票及び委任状が必要です。なお、委任状の提出がない場合は送信完了兼受付票の提出の必要はありません。